

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）の合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章は、最高裁判所の判決文（最高裁令和 2 年 9 月 11 日判決・民集 74 巻 6 号 1693 頁）からの抜粋である。文章中の空欄（ア）～（オ）に当てはまる最も適切な語句または条文番号は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点: 20 点）

「上記のような請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権の關係に鑑みると、上記両債権の一方を本訴請求債権とし、他方を（ア）請求債権とする本訴及び（ア）が係属している場合に、本訴原告から、（ア）において、上記本訴請求債権を自働債権とし、上記（ア）請求債権を受働債権とする相殺の（イ）が主張されたときは、上記相殺による清算的調整を図るべき要請が強いものといえる。それにもかかわらず、これらの本訴と（ア）の弁論を（ウ）すると、上記本訴請求債権の存否等に係る判断に矛盾抵触が生ずるおそれがあり、また、審理の重複によって訴訟上の不経済が生ずるため、このようなときには、両者の弁論を（ウ）することは許されないというべきである。

そして、本訴及び（ア）が（エ）して審理判断される限り、上記相殺の（イ）について判断をしても、上記のおそれ等はないのであるから、上記相殺の（イ）を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法（オ）条の趣旨に反するものとはいえない。

したがって、請負契約に基づく請負代金債権と同契約の目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償債権の一方を本訴請求債権とし、他方を（ア）請求債権とする本訴及び（ア）が係属中に、本訴原告が、（ア）において、上記本訴請求債権を自働債権とし、上記（ア）請求債権を受働債権とする相殺の（イ）を主張することは許されると解するのが相当である。」

II. 判例の採る立場から、裁判上の自白の撤回が許される場合を、相手方の同意がある場合のほか、2つ挙げなさい。

（配点: 10 点）

Ⅲ. 私文書の作成名義人の印影が当該名義人の印章によって顕出された事実が確定された場合における民事訴訟法 228 条 4 項の適用に関して、二段の推定と呼ばれる考え方がある。同項にいう「本人の押印」の意義について述べつつ、この考え方を 10 行程度で説明しなさい。

(配点: 20 点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ ア ）から（ ケ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、法令名、条、項、号まで特定すること）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

（ ア ）とは、（ イ ）外においてなされた供述を内容とする証拠であって、その供述の内容どおりの事実が存在したことを立証するために用いられるものをいう。（ ① ）は、（ ア ）は原則として（ ウ ）を有しないとする。

供述は、人が事実を（ エ ）し、（ オ ）し、（ カ ）するという過程をたどってなされるが、それぞれの過程に誤りがあるおそれがある。そのため、ある事実があったとする供述を、直ちに当該事実があったと認定するための証拠とすると、認定を誤るおそれがある。この点、（ イ ）における供述（証言）は、(i)（ キ ）、(ii)（ ク ）、(iii)（ ケ ）により、各過程において誤りがないか吟味することができる。これに対し、（ イ ）外における供述は、(i)ないし(iii)の手段による吟味ができない。そのため、（ ① ）は、（ イ ）外における供述を内容とする証拠を、供述どおりの事実の存在を立証するためのものとしては、原則として（ ウ ）を認めないこととしたものである。

したがって、人の発言を内容とする証拠であっても、その言うとおりの事実があったことを立証するための証拠とするのではなく、そのような発言があったこと自体を立証するために用いる場合は、（ ア ）には当たらない（※）。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

（配点：20 点）

1. 上記 I の下線部（※）に当たる具体例。なお、その要証事実が何であるかを含め、理由とともに説明すること。（6 行）
2. 被疑者勾留の実体的要件。（6 行）

[このページは空白です。]